二　障害厚生年金等を受けることができることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。

三　被保険者の資格を喪失した日（引き続き被保険者であつた場合には、引き続く被保険者の資格を喪失した日）において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第十四条第一項中「であつて」を「のうち」に、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、「合算対象期間」の下に「（以下この条において「合算対象期間」という。）」を加え、「二十五年以上であるものは」を「十年以上である者は」に改め、「及び第五十八条第一項（第四号に限る。）」及び「、第二十八条の四第一項」を削り、「みなす」を「みなし、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八条第一項（第四号に限る。）及び附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同条第二項中「附則第七条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、「前項に規定する」を削る。

附則第二十八条の四第一項中「第四十二条第二号に該当しない者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者」に改める。

附則第二十九条第一項第四号を削る。

附則第三十二条第二項第三号中「及び第八項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を、「第九項」の下に「（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第九号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第八条第一項中「以下この条において」を「以下この条及び附則第二十七条において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五条第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし」を削り、「同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）」を「国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十条第一項及び」及び「第三十七条第四号、」を削り、「場合を含む。）」の下に「、第三十七条第三号及び第四号」を加える。

附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「、次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法」を「その者の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十一号において同じ。）が同法」に、「読み替えられた同法による退職共済年金」を「読み替えられた同法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）」に、「受けることにより同法による退職共済年金」を「受けることにより同法による遺族共済年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法」を「その者の遺族が国の施行法」に、「同法」を「国の施行法」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」」を「第十四号及び第十五号において「地方の施行法」」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「又は同法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法」に改め、「受けることにより」の下に「その者の遺族（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）が」を加え、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十四号中「新地方の施行法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の」を「その者の遺族（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）が」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項に次の一号を加える。

二十　共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができることとなつた者（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

附則第十二条第二項中「新国民年金法附則第九条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

附則第十八条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と、七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）と、七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

附則第二十二条中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七条中「通算老齢年金」及び「通算退職年金」の下に「であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの」を加える。

附則第二十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

附則第三十一条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。